

地方公共団体の基幹業務システムの標準仕様 における機能要件の標準の定め方について

令和2年2月26日

加筆修正：令和3年9月、令和4年4月

デジタル庁

標準仕様書について

1. 業務フロー

- ・業務フローをBPMN(*1)で記載
- ・人が行う作業とシステムが行う作業とに仕分け
- ・システムが提供する機能に関する標準的な要件を策定

2. 機能要件

- 2.1 機能要件(*2)
- 2.2 画面要件(*3)
- 2.3 帳票要件(*4)

- *1: BPMN (Business Process Model and Notation) : 業務フローの国際的な表記方法。
- *2: 広義の機能要件の中核をなす、狭義の機能要件。システムに対し、どのようなデータを入力し、どのような処理を行い、結果、どのような出力がされるか等を規定する。
- *3: 画面がカスタマイズの主要因となっている場合には、画面要件の標準化を行う（主要因でない場合には、画面要件の標準化は必ずしも行う必要はない）。
- *4: システムから出力する帳票・様式（カスタマイズの主要因となっていないものを除く。）について標準化を行う。

- 2.4 データ要件(*5)
- 2.5 連携要件(*6)

- *5: 2.1機能要件や2.3帳票要件を踏まえ、機能標準化基準（機能要件や帳票要件の標準仕様書）を実現するために必要なデータのレイアウトの標準として、データの項目、属性等について整理する。
- *6: 2.1機能要件や2.3帳票要件を踏まえ、標準準拠システムが他のシステムとデータ連携するための要件やそのための連携方式の標準について整理する。

3. 非機能要件(*7)

- 3.1 可用性、3.2 性能・拡張性、3.3 運用・保守性
- 3.4 移行性、3.5 セキュリティ、3.6 システム環境・エコロジー

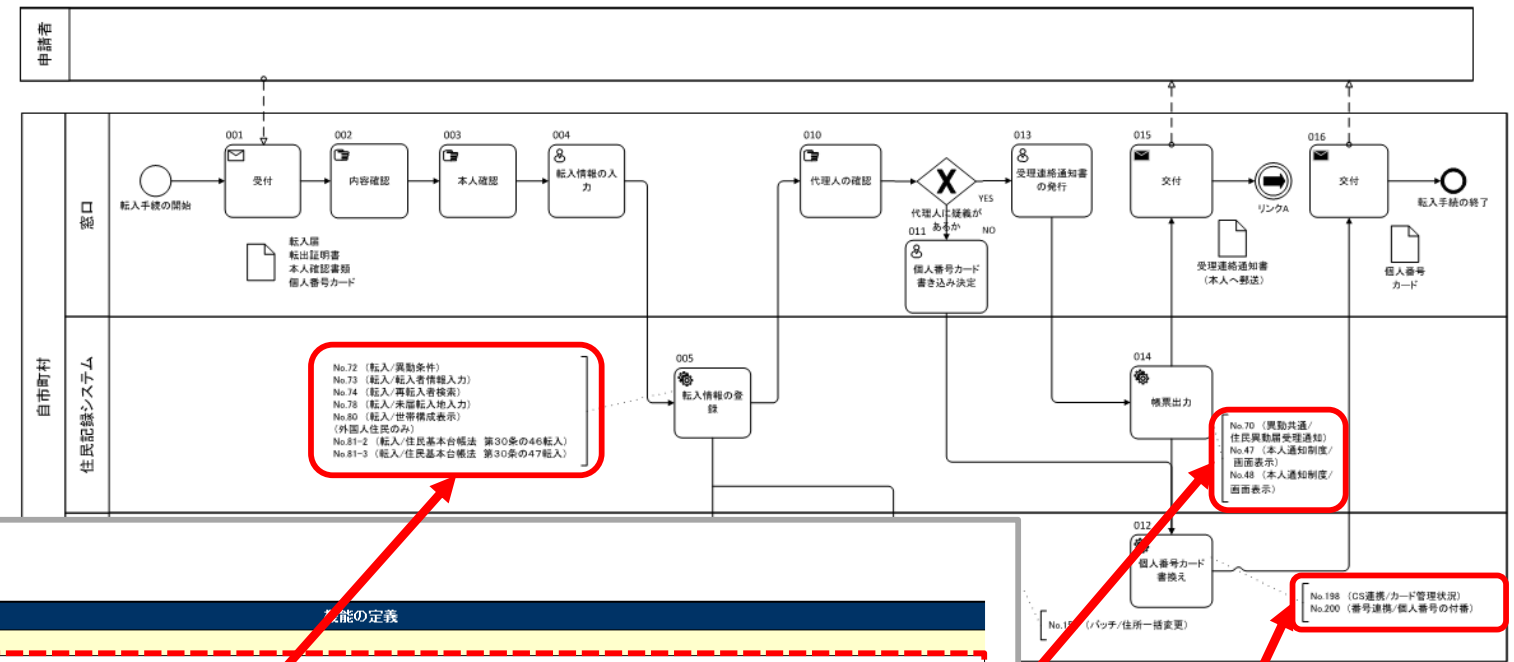
- *7: 非機能要件は、デジタル庁・総務省が作成した「標準非機能要件」を活用すること。

各制度所管府省検討事項

共通検討事項

業務フローと機能要件との関係 (例)

1. 業務フロー (例)



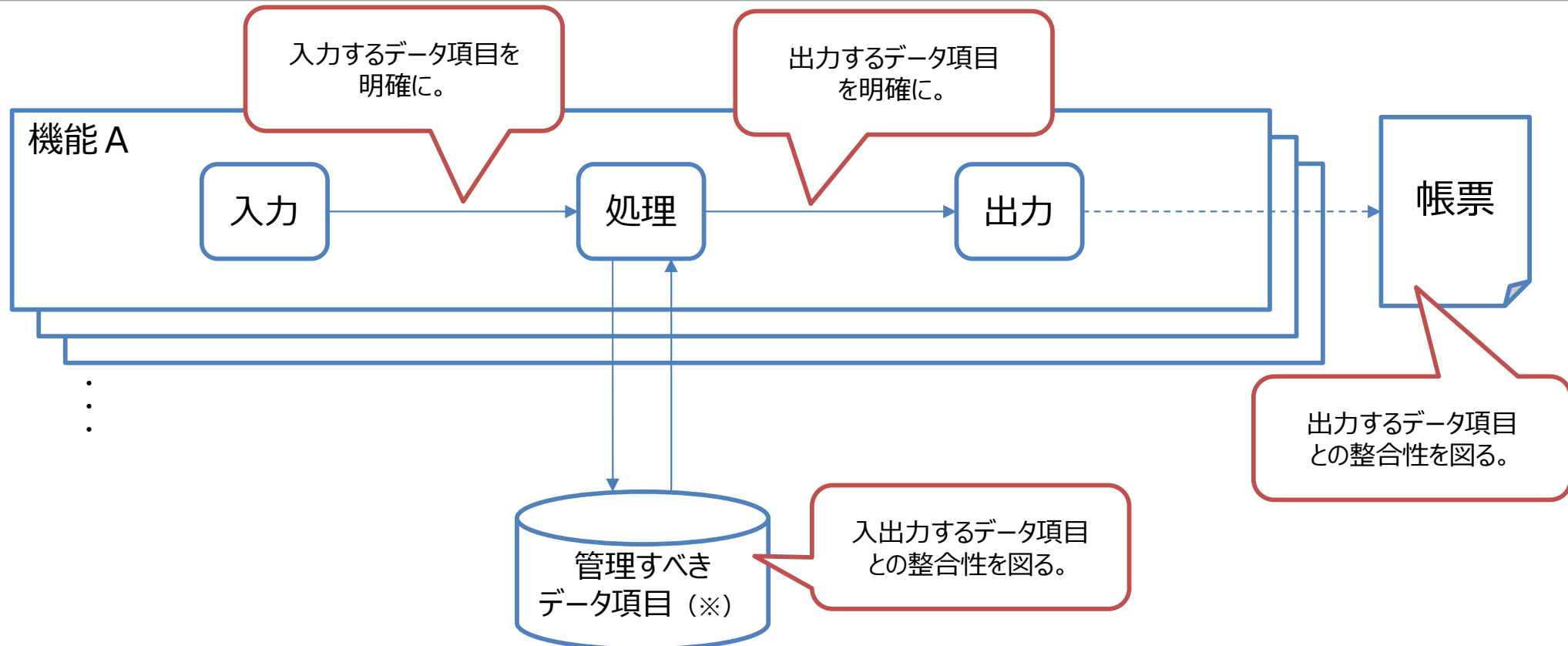
2. 機能要件 (例)

住民記録システム 機能要件一覧 (案)

機能名称		機能の定義
1. 転入		
47	1.1 本人通知制度/画面表示	「本人通知制度」の事前登録者の住民票の写し等が交付される際、画面確認できること。(オプション)
48	1.2 本人通知制度/画面表示	証明書発行履歴をもとに本人あて又は申請者宛の住民票の写し等交付通知書(発行時、請求者区分・証明書種別・枚数)が出力できること。(オプション) なお、出力条件として、「本人通知制度の事前登録者への交付」、「本人通知制度の事前登録者への交付(申請者が本人の交付記録は除く)」、「事前登録に関わらず申請者情報(第三者への交付や委任状による交付)による判定」が選択可能であること。(オプション)
70	1.3 住民異動届受理通知	届出人と異動者が異なる場合など、住民異動届受理通知を任意で出力することができる。 出力内容は届出年月日、届出名、届出人氏名、異動者氏名及び受理した日、宛先は異動前住所・異動者本人とすること。異動処理日に限らず、後日でも発行できること。
72	1.4 異動条件	全部・一部を選択し、異動日及び届出日を入力できること。一部の場合、異動先世帯を検索でき、異動先世帯の内容を表示しながら入力できること。
73	1.5 転入者情報入力	日本人住民及び外国人住民に係る転入者の入力ができること。 【入力項目】 ・氏名(漢字・アルファベットを含む)・旧氏・通称 ・性別 ・世帯主・世帯主との続柄 ・本籍・筆頭者 ・住民となった年月日 ・住所・方書 ・住定日 ・届出年月日 ・前住所(国外を含む) ・個人番号 ・住民票コード ・外国人住民となった年月日 ・国籍等 ・第30条の4-5の表の規定区分ごとの事項 ・通称の記載と削除に関する事項・事由 ※外国人の生年月日及び第30条の4-5の表の規定区分ごとの事項のうち、在留期間の満了の日は、西暦で記載すること。
74	1.6 再転入者検索	住民票コード又は3情報(氏・名・性別・生年月日)内の組合せによって、再転入者の検索ができること。再転入者の場合は、転出時の情報を初期表示でき、適宜修正できること。
78	1.7 未届転入地入力	直近の住所で未届のものがある場合、未届の住所等の入力ができること。前住所末尾に「未届」を追加すること。
80	1.8 世帯構成表示	転入(世帯構成変更あり)において、世帯員の構成(続柄)が設定できること。
81-2	1.9 住民基本台帳法 第30条の4-6転入	中長期在留者、特別永住者、一時仮住許可者又は仮滞在許可者が住所を定めた場合においては、国外転入に準じた情報が登録できること(外国人住民のみ)。 なお、従前の住所については空欄として登録できること。
81-3	1.10 住民基本台帳法 第30条の4-7転入	住所を有する者が中長期在留者、特別永住者、一時仮住許可者又は仮滞在許可者となった場合においては、国外転入に準じた情報が登録できること(外国人住民のみ)。 なお、従前の住所については空欄として登録できること。
154	1.11 住所一括変更	一括更新した者について、住基ネットへ、本人確認情報、戸籍附票記載事項通知情報、送付先情報の自動送信ができる。
198	1.12 OS連携/カード管理状況	住基カード及び個人番号カードの運用状況についてOS連携できること。また、個人番号カードを所有しているかどうか確認できること。 個人番号カード交付申請書をJ-LIS指定のフォーマットにて出力できること。申請書にはシステムで保持している対象者情報が出力できること。 個人番号カードの追記のために、異動内容等の情報をカード券面プリンタに以下の出力ができること。 ・住民記録システムの異動情報から、必要な異動(券面)事項をカード券面プリンタに出力できること。 ・券面記載の対象とするカード種別は、個人番号カード、住基カード、在留カード、特別永住者証明書とする。 出力する異動内容等の情報は、異動事由、異動後の項目内容、異動年月日、公印の4項目が出力できること。印字可能な残行数を指定するなどにより、印字文字サイズや印字行数が調整できること。
200	1.13 番号連携/個人番号の付番	住基ネット回線経由で個人番号の生成要求ができること。また、生成された個人番号の取込ができること。職権等による個人番号の変更要求ができること。

機能要件の明確化

- 機能要件は、「システムに対し、どのようなデータを入力し、どのような処理を行い、結果、どのような出力がされるか」等を規定するもの。
 - 機能要件の標準は、多くの地方公共団体職員等が容易に理解することができるよう、より具体的に、誤解のないよう表記する。
- 制度所管府省は、データ要件・連携要件に関する標準化基準の作成作業をより効率的に行うため、機能要件の標準の検討段階において、標準準拠システムが管理すべきデータ項目との整合や帳票要件の標準との整合を図りながら、入出力するデータ項目を具体化及び明確化して、機能要件の標準に記載する。



※機能要件として「データ項目を管理する機能」を規定してもよい。今後、データ要件の標準と整合を図ることになる。

機能要件の「標準」の検討方法

- 機能標準化基準（機能要件の標準仕様書）の策定に当たって、制度所管府省は、多様な地方公共団体の実態を把握するよう努める。
- 機能標準化基準の策定に当たっての基本的な考え方は、次のとおりとし、地方公共団体や事業者の意見を聴いた上で、制度所管府省が責任を持って定める。
 - (1) システム上、既の実装している機能については、パッケージ標準機能（複数の事業者が提供する複数のパッケージシステムが持つ機能を比較して標準と決めたものをいう。）を基準として、地方公共団体の基幹業務システムが実装している機能と、比較検討し、業務フローを参照しながら、最適な機能を、標準として定めることを基本とする。
 - 「機能要件比較表」を作成すると比較しやすい。
 - (2) システム上、新たに実装する機能については、業務フローを参照しながら、地方公共団体や複数の事業者と協議して、ベストプラクティスと見込まれる機能を標準とする。

(参考) 機能要件比較表

- 最適な機能を標準とするため、「機能要件比較表」を作成すると比較しやすい。
- 機能要件比較表は、①業務階層区分、②基準（パッケージ標準）、③比較市町村、で構成する。

【機能要件比較表】

業務階層区分			業務 フロー 番号	基準	比較 1	比較 2	...	標準
通番	大項目	中項目		関係ベンダが 提供する パッケージの標準 (パッケージ標準 機能)	A市	B市	...	
(例) 72	1 転入	1.4 異動 条件	〇〇、 〇〇、	全部・一部を選択し、異動日及び届出日を入力できること。	全部・一部を選択し、異動日及び届出日を入力できること。	全部・一部を選択し、異動日及び届出日を入力できること。		全部・一部を選択し、異動日及び届出日を入力できること。
74	1 転入	1-5 再転入 者検索	〇〇、 〇〇、	住民票コードによって再転入者を検索できること。	住民票コードによって再転入者を検索できること。 + 宛名番号を新規付番すること。	住民票コードによって再転入者を検索できること。 + 再転入者の場合は、従前使用していた宛名番号をそのまま引き継ぐこと。	...	住民票コードによって再転入者を検索できること。 再転入者の場合は、従前使用していた宛名番号をそのまま引き継ぐこと。
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

① 業務階層区分 (通番, 大項目, 中項目)

② 基準 (関係ベンダが提供するパッケージの標準)

③ 比較市町村 (比較 1, 比較 2, ...)

最適な機能を標準とする

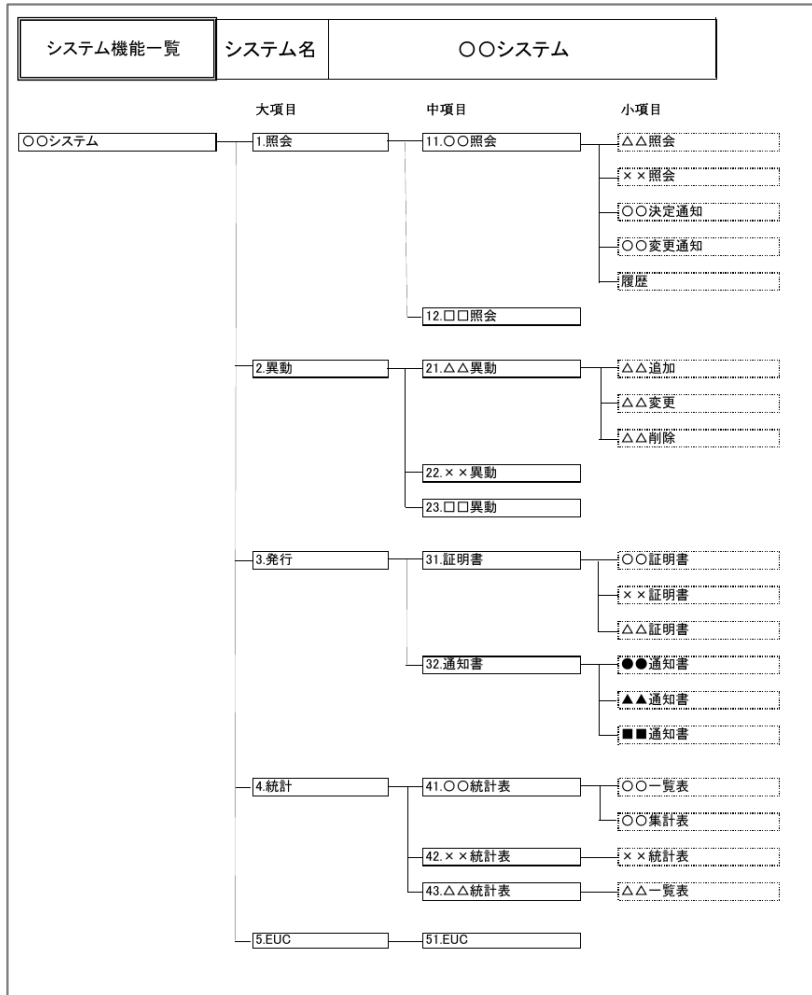
(参考) 機能要件比較表の作成方法 (①業務階層区分)

○関係ベンダが提供するパッケージシステムの「システム構造図 (機能一覧)」や地域情報化プラットフォーム標準仕様の機能分析表 (DMM) を参考にして、「業務階層区分」を決定してはどうか。

※新たな業務の場合は、業務フローからシステムの機能要件を一つ一つ整理し、共通する機能をまとめて作成することが考えられるが、今回の標準化の対象業務はすでにパッケージシステムの提供がされていることから、「システム構造図 (機能一覧)」等を活用することで、効率的な議論ができるのではないかと。

(参考 1) 「システム構造図 (機能一覧)」のイメージ (参考 2) 地域情報プラットフォーム標準仕様の機能分析表*

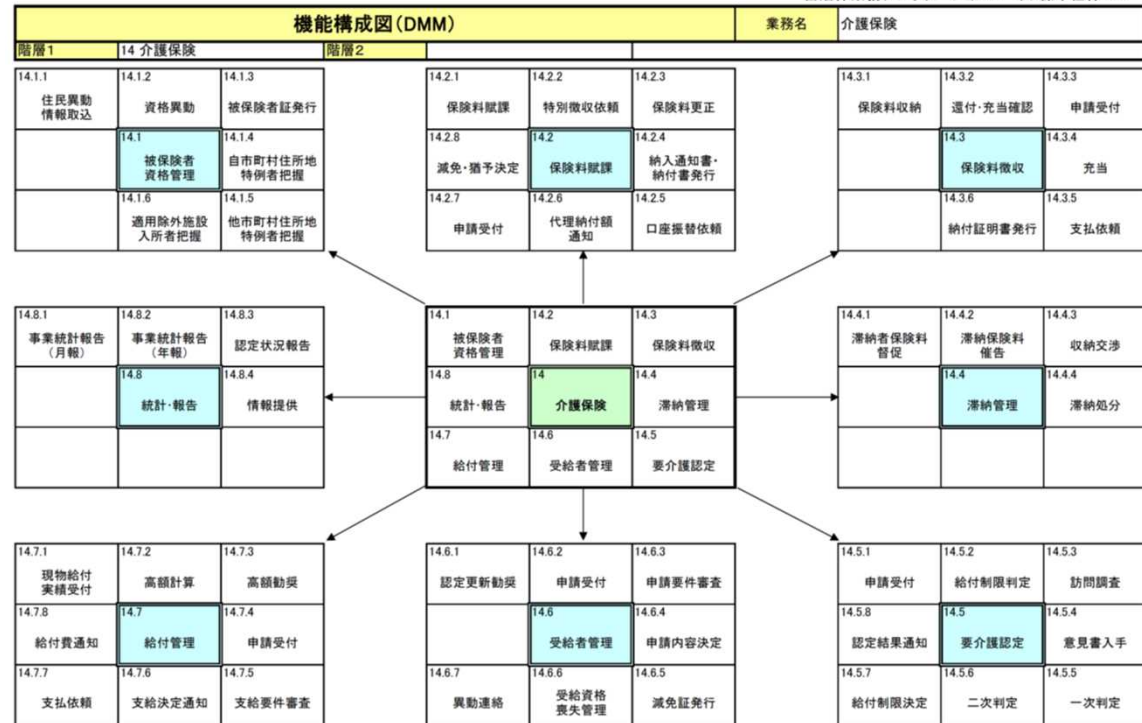
各関係ベンダは、パッケージシステムに下記のようなツリー図を保有していることが一般的。



全ての関係ベンダに共通するものではないが、参考になる。

*機能分析表 : Diamond Mandara Matrix : DMM) とは、分析対象とした業務の「機能」を洗い出し、洗い出した「機能」を徐々に詳細化 (分割・階層化) していくことで、その業務を構成する「機能」の階層構造を明らかにするための表

取扱注意



(出典) 一般財団法人全国地域情報化推進協会【会員限定資料】

(参考) 機能要件比較表の作成方法 (②基準 (パッケージ標準機能))

- 関係ベンダに対し、「業務階層区分」に対応したパッケージシステムの機能の報告を求め、これらと比較するための「パッケージ標準機能作成のための機能要件比較表」を作成してどうか。
- パッケージシステムは、広く自治体に利用されている前提であるため、パッケージ標準機能は、各社が提供するパッケージシステムの機能について、明らかに非合理的なものを除き、幅広く取り込んでどうか。

【パッケージ標準機能作成のための機能要件比較表】

業務階層区分			業務 フロー 番号	関係ベンダ X	関係ベンダ Y	関係ベンダ Z	...		基準
通番	大項目	中項目							関係ベンダが 提供する パッケージの標 準 (パッケージ標準 機能)
1	1	1-1	〇〇	A	A + B	A + B + C	...		A + B
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮		⋮

Cは明らかに非合理的なものの場合は、パッケージ標準機能から除くが、AとBは幅広く基準として取り込む。

なお、Bが標準として機能とするかどうかは、ここで決定するものではない。

(参考) 機能要件比較表の作成方法 (③比較市町村)

○自治体クラウド実施市町村の情報システムは、自治体クラウドの形成過程において、関係自治体間でカスタマイズ抑制を行っていることが通常であり、パッケージに対してカスタマイズが少なくなっている一方、カスタマイズを抑制しても業務が適切に遂行されていることを考慮すれば、標準機能を検討する上で、パッケージ標準機能に対して比較する対象として有用ではないか。

(例1) 自治体クラウドの導入プロセス

■フェーズ 1：事前検討

- ・自治体クラウド導入のための大まかな手順

■フェーズ 2：計画立案

- ・推進体制の立ち上げ
- ・現行システムの概要調査
- ・導入計画の策定

■フェーズ 3：仕様検討・システム選定

- ・現行業務・システムの棚卸し
- ・業務標準化の検討
- ・条例・規則等の改正
- ・新システム導入に係る調達仕様書の作成
- ・情報システム業者選定、契約締結

■フェーズ 4：導入・移行

- ・システム設計
- ・データ移行
- ・テスト・研修

■フェーズ 5：運用

- ・サービスレベル評価
- ・法制度改正対応
- ・サービス継続・切替え
- ・自治体クラウドグループに後から参加する取組

自治体クラウド導入のため、カスタマイズを抑制するための業務標準化を行うことが通常

(例2) 自治体クラウドにおけるカスタマイズ抑制例

【カスタマイズ抑制結果】

項目	項目数
カスタマイズ要望項目 ※住民サービスレベルの保持、自治体独自の施策によるもの	31項目
カスタマイズを行った項目	17項目
標準機能として実装された項目	3項目
要望を取下げた項目	11項目

【出典】：富山県情報システム共同利用推進協議会資料

(参考1) 自治体クラウドの現状分析とその導入に当たっての手順とポイント (H28.8.5総務省自治行政局地域情報政策室)

(参考2) 自治体クラウド導入時の情報システム調達におけるカスタマイズ抑制のためのガイドライン (H31.3.29総務省自治行政局地域情報政策室)

機能要件の「標準」を決定するための判断基準

○ 「標準」を決定するための判断基準の目安は、次のとおり。

【「標準」を決定するための判断基準（目安）】

- ① パッケージ標準機能に対して、地方公共団体の基幹業務システムが同じ機能を提供している場合には、当該パッケージ標準機能を標準と定める。
- ② パッケージ標準機能に対して、地方公共団体の基幹業務システムが異なる機能を提供している場合には、当該異なる機能が次に定める事項に該当するときは、当該異なる機能を最適な機能として標準として定める。
 - (a) 当該機能を提供している理由が、当該地方公共団体の特殊な理由によるものではなく、一般の地方公共団体にとっても当てはまるものであること
 - (b) 当該機能の導入について、費用対効果（※）が見込まれること
 - (c) 当該機能が、一般の地方公共団体にとって、下記の3つのいずれかに当てはまると判断されること
 - (イ) 業務の効率化につながるものであること
 - (ロ) 業務の過誤防止につながるものであること
 - (ハ) 住民サービスの向上につながるものであること

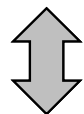
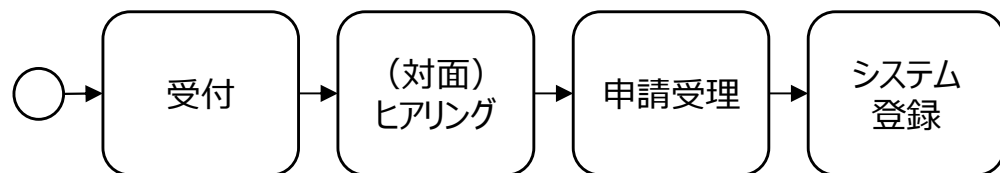
※費用対効果は、正確な数字の算出は困難であるが、当該機能を追加することによる費用について、ベンダ等の意見を聞きながら勘案する。

機能要件の「標準」を決定する上での留意点（主要論点）

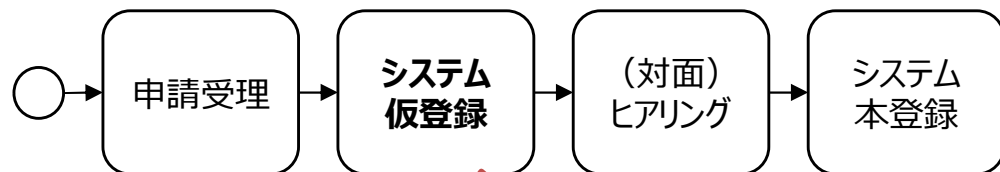
- 各地方自治体によって業務プロセスや解釈が大きく異なること等により、標準仕様を定めるために調整・検討に時間を要すると考えられるものは、主要論点として位置付け、早期に調整・検討を着手する。
- ただし、主要論点の結論を待たずに機能要件の検討を行うことができるものについては、同時並行で検討すべき。

（例1）自治体によって業務プロセスが異なる例

A市 対面でのヒアリングをしてから、システム登録



B市 電子申請等により申請を受理してから、対面でのヒアリング後に、システム登録



システムの機能要件として、仮登録機能が必要となる。

（例2）自治体によって解釈が異なる例

- あるデータに対して、変更後の履歴の保存の仕方について、明確な定めがないため、各自治体がそれぞれ解釈し、取扱いが異なっている。

A市

3回変更前までのデータを保存をする。

B市

5回変更前までのデータを保存をする。

システムの機能要件・データ要件が異なってくる。